

○府省の見解に対する大阪府の意見(中小企業庁)

	府省の見解	府省の見解に対する大阪府の意見
機関の任務上、東京でなければならぬか	<p>中小企業関連法律は網羅的かつ多岐にわたっており、また刻々と変化する経済情勢に対応するため、中小企業関連立法は国会に数多く提出されている(平成25年～27年の3年間で延べ7本の法律を提出)。また、中小企業・小規模事業者施策は、国民の関心も高く、ひいては国会での関心も非常に高い。中小企業庁として、国会への対応や国会議員への説明・資料提出等を行うことが日常的に業務として行われており、幹部・管理職・担当者とはさまざまなレベルで、国会や議員会館に頻繁に伺っている。</p> <p>○他府省庁との調整・連携 さまざまな課題を抱える多様な中小企業・小規模事業者を支援するため、施策の企画・立案において他府省庁との調整が必要不可欠。中小企業・小規模事業者施策には、他府省庁等と法律上連携した施策が多い(中小企業庁所管法律のうち、他府省庁共管法律は22本。計10府省と共管)。また、予算要求、税制改正要望等、財務省とも頻繁に折衝の機会がある(平成27年度においても、中小企業対策費として当初予算で約1,100億円を計上。また、中小企業関連税制の改正を実現)。さらに、引き続き東日本大震災からの復興・復旧支援にも取り組んでいるところ、内閣府等との打ち合わせが必須。</p> <p>○災害対応 災害時には、相談窓口設置等の初動措置、被災状況の把握を速やかに行うとともに、中小企業関係の激甚災害指定の作業、非常災害対策本部等への出席を行うなど、関係府省庁と連携しながら所要の対応を迅速に行う必要がある。これらの対応を行うため、災害時には職員は至急官邸・本省・本庁に参集する必要があり、特に首都直下型地震等が発生した場合は徒歩参集も必要となる。</p>	<p>・中央省庁として、関係省庁、国会対応、国会議員説明など、関係機関等との連絡・調整の頻度が高いことは理解するが、それは、移転を提案する地方側の努力で解決できる課題ではない。</p> <p>・また、その点に捉われすぎると、省庁の地方移転については、東京一極集中の解消は一向に進まない。</p> <p>・情報通信機器の活用や、東京への分室の設置など、国においても積極的に知恵を出していただき、具体的な課題解決に向け、ともに検討いただきたい。</p> <p>・災害時の対応についても同様で、国全体としての首都機能の維持や経済産業省のBCPにおいて、中小企業庁がどのような役割を担われているのかが不明であることもあり、地方側の対応で解決できるものではない。あくまで経済産業省自体は東京に所在することから、本省との連携等により災害対応に当たる体制についても、積極的に検討いただきたい。</p> <p>・なお、首都直下型地震の発生の場合には、そのバックアップの観点からも、大阪への移転は効果的であると考ええる。</p>
機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保	<p>○中小企業関係機関・支援機関 いわゆる「中小企業4団体」や、(株)日本政策金融公庫をはじめとする支援機関とは、定期的・日常的にさまざまなレベルで施策に関する打ち合わせや意見交換を行っている。また、これらの機関は各業界の代表として意見集約的な役割も担っており、施策の検討(法令改正、制度改正、予算措置等)にあたって意見交換を行ったり、施策の周知を依頼したりする機会も多い。これら関係機関の本社・全国本部については、ほとんどが東京に所在している。</p> <p>こうしたことから、中小企業・小規模事業者施策の企画・立案を担う中小企業庁が東京都外に移転した場合、東京都に所在するこれら関係各機関との直接的な接触・調整の迅速な実施を困難にし、危機管理対応も含めた行政運営の効率性を著しく損なうと考えられる。</p> <p>なお、大阪府には東京都に次いで中小企業・小規模事業者数が多いという実態も踏まえ、近畿経済産業局には関東経済産業局に次ぐ78名(平成27年9月1日現在 定員ベース)の中小企業政策担当者を配置しており、域内企業の声をきめ細かく聞き取り、実態に即した施策を実施する体制は十分に確保されている。</p>	<p>・事務の効率性の観点から、関連団体の東京立地を挙げられているが、そもそも関連団体が東京に立地しているのは中小企業庁が東京にあるからであって、それはまさに「政府関係機関の移転」により解消しようとする「東京一極集中」が引き起こされた結果であると考えられる。本施策の趣旨を踏まえれば、関連団体の東京への集中はむしろ解消されるべき課題ではないか。</p> <p>・また、出先機関への人員配置をもって情報収集や施策の実施に支障はないとされているが、それは関東経済産業局にも当てはまることであり、仮に中小企業庁が東京以外に移転しても、関東経済産業局に相応な人員を配置すれば支障はないといえ、この点は移転を妨げるものではないと考える。</p> <p>・中小企業庁の担任意務の対象は全国に所在することから、限られた地域への波及効果をもって立地地域を定めるべきでないことからすれば、東京に立地すべき必然性もまたない。現状の関係機関の集積をその理由をすることについては、上記のとおり、適当ではないと考える。</p>
地域への波及効果、なぜその地域か	<p>○中小企業庁は、全国に所在する中小企業・小規模事業者や、その支援機関等に対する政策の企画・立案を任務としている。そのため、限られた地域への波及効果をもって立地地域を定めるべきではなく、上記の任務を達成するための立地とすべき。</p> <p>○したがって、国会や省庁等の首都機能や中小企業支援機関、民間企業(中小企業・小規模事業者を含む)の立地が現在のままであることを前提とすると、引き続き東京都に立地するのが適当。</p> <p>○なお、関西圏(特に大阪府)にも比較的多くの企業・従業員が所在しているものの、関東圏(特に東京都)に比してみれば少なく、国会への対応等も踏まえれば、移転コスト以上の効果を上げるとは考えにくい。</p>	<p>・大阪は、中小企業・小規模事業者の数だけでなく、その依存度の高い地域であり、本社機能や研究機関の集中する東京とは異なる実態がある。全国レベルの中小企業施策を企画立案する際には、より厳しい地方の中小企業・小規模事業者の現状を把握することが重要であり、その立地地域としては大阪が最適であると考えられる。</p> <p>・また、中小企業庁の移転は、大阪の経済中核機能を向上させ、東西二極の一極としての都市づくりに大きく貢献するものと考えている。</p>
条件整備	<p>○移転した場合、たびたび東京に出張したり、また全国の中小企業・小規模事業者及びその支援者と互いに行き来があることが予想されるため、交通至便であることが必要。</p> <p>○中小企業庁の職員は、例えば緊急事態発生時には、被害のあった地域の中小企業・小規模事業者の状況把握のために直ちに参集する必要があるところ、移転する場合には免震性等に必要な強度を備えていることが必要。</p> <p>○移転した場合、相当程度の東京への出張旅費が必要。</p>	<p>・大阪は交通至便であり、全国の事業者・関係者と行き来することに何ら支障はない。</p> <p>・移転候補地のATCについては、管理者である大阪府から耐震性能に問題はないと聞いている。</p>

○ヒアリング時(12/1)に説明を求められている事項【中小企業庁】

	説明を求める事項	大阪府の見解
移転により何が良くなるのか	移転により、どういう地方創生の効果を期待しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・政府関係機関の移転の目的は、東京一極集中の是正であり、現在東京に集中している機能の地方への分散を図ることにより、地方の活性化並びに我が国全体の発展をめざすものと理解している。 ・経済産業政策は、経済産業省において一元的に統括しているが、そのうち、中小企業庁が担う中小企業振興政策については、より厳しい経営環境に直面する地方の中小企業の声に耳を傾け、現場の状況を的確にとらえて施策に反映すべき必要があることから、移転により、経済産業政策の二元化を図る観点から提案を行ったものである。 ・移転にあたっては、幅広い分野の中小企業がバランスよく集積するとともに、国内外へのアクセス性に優れた大阪が最も適地であると考えます。
	大阪で全国を対象とした中小企業施策の企画立案を行うことにより、具体的に、これまで以上にどのような付加価値・効果が生じ得るのか	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪は、幅広い業種の中小企業が比較的コンパクトなエリアに集積しているとともに、都心部から比較的近距离で地方部にもアクセス可能であることから、企画・立案や施策の効果検証にあたって、現場によりアクセスしやすいという利点から、効率的な情報収集が可能となる。 ・大阪は、歴史的に新たなビジネスを生み出してきた進取の気質に富む風土があるとともに、中小企業の依存度も高いことから、より中小企業の実態に則した効果的な施策立案の場として適した地域である。 ・多くの大企業や研究機関が立地し、ひと・しごと・資金等あらゆる面で集積が進む東京ではなく、大阪において、現場の声を直接聞き取り施策に反映していくことは、厳しい地方の中小企業の実態をより反映することになり、大阪のみならず全国の中小企業にとってもメリットが大きい。 ・また、リダンダンシーの観点から、首都直下型地震の発生時においても業務の継続が確保される。
	市町村・民間と連携して機能の維持向上、財政負担の抑制を図るための受け入れ態勢の工夫があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな庁舎建設等によって移転コストが著しく増大しないよう、必要な延床面積を確保できる既存施設を提案したところ。 ・なお、政府関係機関の移転に関する負担軽減策については、国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、今後検討していくべきものと認識している。

【大阪府：平成 27 年 12 月 1 日】

政府関係機関の移転に関するヒアリングにおける説明事項

【特許庁】

	説明を求める事項	大阪府の見解
移転により何がよくなるのか	移転により、どういう地方創生の効果を期待しているのか。具体的に、これまで以上にどのような付加価値・効果が生じ得るか。	<ul style="list-style-type: none">・本府の提案は、特許庁の全面移転ではなく、西日本を対象とする特許審査拠点の大阪設置を求めるものである。・特許庁の審査拠点が大阪に設置されることによる効果は大きく以下の3点であると認識している。 <p>① 特許庁が取り組まれている「世界最速・最高品質の審査」の実現に寄与すること</p> <ul style="list-style-type: none">・関西には、国公立大学や公設試をはじめとする教育・研究機関や、優れた技術者を擁する大手電機メーカー等の企業が集積しており、特許システムを支える審査官やサーチャー、弁理士などの専門人材の供給が可能。・これらの集積から最新の研究成果、技術開発情報を得ることが可能であり、審査官が企業等の技術開発の現場に接することにより、技術理解が確実に進み、審査の品質向上に寄与する。・また、大阪商工会議所、関西経済連合会等をはじめとする産業界、大学、地方公共団体等による産学官のバックアップが可能。・こうした環境のもと審査官との面談の機会が増加することにより、審査官と出願人等のコミュニケーション・相互理解が深まり、納得感の高い審査が可能となる。 <p>② 大阪の都市としての経済機能の強化と、府の成長戦略の目標である東西二極の一極としての都市づくりに大きく貢献すること</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、弁理士、サーチャー等の知財に関わる専門家の多くが首都圏・東京に集中しているが、特許審査拠点の大阪設置により専門人材の二極化が図られる。・ものづくり中小企業の技術革新、知財戦略への理解が深まることにより、イノベーション促進の創出、市場競争力の強化など、経済の活性化を促すことにより、大阪・関西の雇用機会が拡大し、地方創生に資すると

		<p>考える。</p> <p>③ 首都圏の大規模災害時における特許審査のバックアップ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許申請の「受付バックアップセンター」は、すでに設置されている（H26年10月）が、審査のバックアップ体制は確立されておらず、災害により審査がストップすれば、日本の特許システムに対する信頼低下につながりかねない。 ・新たな審査拠点に最低限100人の審査官を配置すれば、国際調査機関として認証をうけることができ、審査のバックアップ体制が確立する。 <p>※本府の提案は、特許庁が目指されている「世界最速・最高品質の審査」と地方創生の実現の両立を目指すものである。</p>
	<p>・市町村、民間と連携して機能の維持向上、財政負担の抑制を図るための受入体制の工夫はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな庁舎建設等によって移転コストが著しく増大しないよう、必要な延床面積を確保できる既存施設を提案したところ。 ・なお、政府関係機関の移転に関する負担軽減策については、国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、今後検討していくべきものと認識している。
	<p>・弁理士と審査官との直接対面が必要な案件は申請件数の2%未満であり、地方拠点を設置し、審査官との面談の利便性を向上させることによる地域への効果は極めて限定的である一方、審査体制の分散化は審査能力の低下になる中で、特許庁の機能の維持と地方創生への効果の観点から、地元でできる工夫はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質な特許権を設定するため、審査官と出願人等とのコミュニケーション・相互理解を深め、納得感が高い結論を得ることが重要であることから、特許庁は平成26年10月「面接ガイドライン」を改訂し、面接の拡充を図っておられ、出願人が求めれば、1回以上は面接をすることとなっている。 ・企業からは、面接のため上京することの負担や巡回面接、テレビ面接の使いにくさに対する指摘が上がっており、審査拠点の大阪設置により、この点が改善されれば相互理解がより深まるものと考ええる。 ・本府の提案は、審査の新たな拠点設置を求めるもので、本部機能の分割、移転を求めているのではない。「特許審査基準」や「品質ポリシー」に基づき、品質管理がなされ、各種コミュニケーションツールを活用した意思疎通により、審査のばらつき、効率の低下は避けられるものと考ええる。

【工業所有権情報・研修館】

	説明を求める事項	大阪府の見解
移転により何がよくなるのか	<p>移転により、どういう地方創生の効果を期待しているのか。具体的に、これまで以上にどのような付加価値・効果が生じ得るか。</p>	<p>・本府の提案は特許庁の全面移転ではなく、西日本を対象とする知財支援拠点の大阪設置を求めるものである。工業所有権情報・研修館（INPIT）の機能のうち、大阪設置を求めているのは、同時提案している特許庁審査部の一部移転とセットと考えている「研修部」と、海外支援を含む「知財活用支援センター知財戦略部」である。</p> <p>・ INPIT の支援拠点が大阪に設置されることによる効果は、下記のとおりであると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ものづくり中小企業のイノベーション創出促進、市場競争力の強化にとって不可欠である知財戦略の理解、取組みへの支援を受けることが容易になり、INPIT の支援拠点が重要な役割を果たす。 ○ INPIT アドバイザーの大阪配置により一層機動的に、きめ細かな支援を受けることができ、知財戦略に対する認識が十分ではない中小企業の理解・取組みが飛躍的に進み、質の高い知財活動の活性化が期待される。 ○ これらにより、大阪の都市としての経済機能の強化と、府の成長戦略の目標である東西二極の一極としての都市づくりに大きく貢献するものと考えている。 ○ 近畿圏の2府4県は、輸出入ともにアジアの割合が高く、今後、TPP を契機として、ものづくり中小企業が、イノベーション促進・産業活性化を図り、アジア・太平洋地域をターゲットに、新たに海外進出する中小企業にとって、INPIT の海外知財戦略支援は必要不可欠な支援である。
	<p>・市町村、民間と連携して機能の維持向上、財政負担の抑制を図るための受入体制の工夫はあるか。</p>	<p>・新たな庁舎建設等によって移転コストが著しく増大しないよう、必要な延床面積を確保できる既存施設を提案したところ。</p> <p>・なお、政府関係機関の移転に関する負担軽減策については、国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、今後検討していくべきものと認識している。</p>

○府省の見解に対する大阪府の意見 (特許庁)

	府省の見解	府省の見解に対する大阪府の意見
<p>機関の任務上、東京でなければならぬか</p>	<p>(基本的考え方) ・特許庁は、我が国がイノベーションを通じて国際競争を勝ち抜くため、日本再興戦略等において「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を目指すこととされている。一方で、近年審査官数を増加させている欧米等と異なり(※米国は約10年で約5000人、中国は約7000人の審査官を増加)、我が国特許庁は毎年厳しい人員削減を求められており、上述の目標実現のためには、限られた人員で効率的かつ質の高い審査を実施していくことが必要不可欠。また、複数の技術分野にまたがる新たなイノベーションに対応していくためには、多様な技術分野の審査官が常に緊密に連携する必要性も増している。こうした中で、審査部門の一部であっても地方に移転することは、我が国全体のイノベーションの基盤である審査体制を著しく非効率なものとならしめるのみならず、不完全なものとするため不適切である。なお、審査部門は、外国特許庁や国内行政機関等と密接不可分な関係にあり、業務の独立性が高いとの指摘は当たらないと考える。(特許審査に付随する外部関係機関との不可分性)</p>	<p>我が国産業の継続的な成長のため、イノベーションの取組みはきわめて重要であり、長期的展望にたつてその促進を図る必要がある。大阪府は、これを踏まえ、本提案を行ったのであるが、特許庁の見解は、審査効率の低下を第一の理由として、提案を不適切と判断されている。 ・限られた人員の中で、諸外国に負けない優れた審査システムを構築されてきたことは、大きな成果であるが、一方で、大規模災害時には、国際社会にも通用する特許審査拠点の二極体制の構築が重要ではないか。 ・審査官の定員については、きびしく制限されているとのことであるが、日本の将来を左右する日本の産業振興の観点から、逆に審査員を増員することも重要な投資ではないか。</p>
	<p>・特許庁は、130年の歴史を通じ、一貫して首都東京に限られた行政リソースを集中し、これを核に首都圏に約7300人の弁理士、約2300人のサーチャーが集積。こうした外部関係機関の集積構造を基盤にして、我が国特許庁は、審査官一人当たりの審査処理件数で米国の3倍、欧州の5倍もの審査効率を実現し、国際競争力の維持・向上に貢献したところ。したがって、特許審査に付随する外部関係機関との密接不可分な関係性と、歴史的に形成された集積構造から分離して、審査部門を地方に移転することは、我が国審査システムの基盤を毀損することになるため不適切である。<参考>・特許審査全体の7割に付随する先行技術調査の外注先となるサーチャーは、特許庁に一日平均211人が来訪し、審査官と直接対面しながら調査の報告や打合せを実施している。サーチャーの89%が首都圏から来訪する。・弁理士は、出願時の代理手続きはもとより、その後の審査プロセスにおいても必要に応じ審査官と緊密な連絡・意思疎通を行うことになるが、弁理士の68%が首都圏、56%が東京に主たる事務所を置く。また、審査官と直接面接する弁理士のうち、70%が首都圏、65%が東京に主たる事務所を置く。</p>	<p>・審査事務効率性の観点から、弁理士・サーチャー等の東京立地を挙げられているが、そもそもこれらの専門家が東京に立地しているのは特許庁が東京にあるからであって、それはまさに「政府関係機関の移転」により解消をしようとする「東京一極集中」の弊害であるともいえる。地方創生の趣旨を踏まえれば、東京への集中はむしろ解消されるべき課題である。</p>
	<p>・審査官1人当たりの年間審査処理件数は、米国82件、欧州52件に対し、日本は234件。(審査官同士の連携の緊密性・不可分性)・審査部門の一部であっても、地方に移転することは、以下のとおり、審査官同士の緊密な連携に基づく「世界最速・最高品質の審査システム」の実現に支障を来すため問題である。 ① 新技術の審査を極めて困難なものとする。審査対象の技術分野は2,600に及ぶが、技術の進展に伴い、近年は複数かつ多様な技術分野にまたがる出願が増加。一方で、一つ一つの技術分野はますます高度化・細分化してきており、一人一人の審査官の精通分野も細分化せざるを得ない。したがって、複数の技術分野にまたがる出願に対しては、以前より多くの分野にまたがって複数の審査官が膨大な情報量の文献を持ち寄り、それらの文献を同時に見比べながら対面で緊密な協議を行いながら(※年間合計約8万回に及ぶ)、庁全体で助け合うことで、審査に対応しているところ。審査部門の一部を切り出すと、このような協議ができなくなり、新技術の審査を極めて困難なものとする。 ② 審査効率の低下を生じさせる。人的リソースとして審査官数が限られている中で、技術分野毎の業務の繁閑や出願傾向に応じ、頻繁かつ柔軟に個々の審査官の分担調整を行っているところ。このような柔軟な分担調整を随時行うことができなくなることは、審査効率の低下を生じさせるものとなる。 ③ 審査判断のばらつきや不安定性を生じさせる。 審査結果のばらつきをなくし、高品質の審査を実現するため、審査官同士のみならず、審査長や品質管理官との協議等を随時行いながら審査を実施している。他方、複数の地方拠点をもち、出願人の所在地に応じて審査の場所を振り分けている国としてインドが挙げられるが、地方拠点ごとに審査着手の時期、審査の質、特許査定率等が異なるという弊害が指摘されている。我が国でこのような事態が出来れば、先進国の中でも随一の特許制度への信頼が損なわれることとなる。</p>	<p>①審査官同士の「対面で緊密な協議」は重要であり、「産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会」においても「審査官同士の協議によるばらつき低減」が言及されているが、協議が「対面」であるべきとまでは謳われていない。出願内容の迅速な理解という観点においては、むしろユーザーである出願者との対面協議に重点を置くべきである。 ②③審査拠点が分散したとしても、審査官の判断は本来ばらつきのない安定した審査結果となるべきであり、「特許審査基準」および「品質ポリシー」に準じ、画一的に審査されるべきであるところ。</p>
<p>(外国特許庁との関係) ・経済のグローバル化に伴い、WIPO(世界所有権機関)や日米欧等の主要国を中心に、特許制度の国際調和や出願・審査システムの国際ネットワーク化等が進展しており、我が国特許庁審査部門においても、日常的にグローバルな対応が必要不可欠となっている。例えば、米国・欧州等の外国特許庁との間で、審査官同士が直接対面して審査実務について協議する会議を実施(年間100名規模の往来)。また、途上国特許庁からの審査官を受け入れ、特許庁審査官の指導を含む研修を実施。国際業務においては内外の行政機関との各種調整もある等、首都である東京に設置することが重要。 (国内行政機能との関係) ・特許審査事務は、単に当該行政事務のルーティン的な執行にとどまらず、知的財産政策において、審査基準見直しや法令改正と密接不可分である。審査実務と制度見直しは一体的に運営されるべきところ、審査基準の検討に当たっては審議会委員や特許庁審判部門、制度改正に当たっては内閣法制局等との関係もあることから、審査部門も引き続き東京に設置することが必要。</p>	<p>・外国特許庁等及び国内行政機能との関係の重要性はご指摘の通りであるが、本提案においては丸ごと移転ではなく、審査部門の西日本拠点の設置をお願いしているものであり、諸機関との連携・調整等は引きつづき東京のセクションで対応して頂ければよい。</p>	

<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>(審査サービスの提供に係る基本的考え方)・特許庁は、出願及び審査に係るサービスを全国一律で提供していくことが基本。これまで、電子出願サービスの提供をはじめ、審査官との電話面接審査、昨春秋より抜本的に強化している出張面接審査、テレビ面接審査といった審査サービスについて、地方の利便性向上も図りながら、全国一律の丁寧な対応を実現。</p> <p>(審査官と弁理士等との意思疎通、出張面接審査等の利便性向上)・そもそも特許審査は書面主義が基本であり、弁理士等と審査官の直接的な意思疎通は補充的に行われるもの。審査請求のあった出願のうち、弁理士等と審査官の意思疎通の必要が生じたものは1割未満。このように、件数ベースの割合で見れば、弁理士等と審査官の直接的な意思疎通は例外的対応と言えるものであり、その場合も両者が知財に係る専門家同士としての意思疎通であることから、8割は電話のみのやりとりで対応できている。その上で、仮に電話面接審査で処理することが困難でありかつ弁理士等から審査官と対面で意思疎通をする希望があった場合には、出張面接審査等の面接審査を実施している。弁理士等が審査官と面接する必要が生じた出願は2%未満に過ぎないが、出願人側のニーズを踏まえ、昨年10月以降、弁理士等から面接要請があった場合には、希望や事情に応じ、審査官は原則一回は面接審査を受諾することとする等、利便性を向上させているところ。さらには、これらを補充するものとして、テレビ面接審査サービスも全国のユーザー向けに提供している。これについても、利用実績が少ない状況も踏まえ、全国各地で模擬実施説明会や弁理士向け研修等を開催するとともに、動画を用いた技術説明を可能にする等、更なる改善を図っているところ。(最新の技術動向やビジネス動向の現場に接する機会の充実)</p>	<p>・弁理士等と審査官の意思疎通の必要が生じたものは「1割未満」とされているが、これはニーズではなく、地方中小企業や弁理士が面接のため上京し、経済的・時間的に負担を伴うことでの「結果」である。</p> <p>・また、「面接ガイドライン」が原則一回は面接審査を受諾することとされた理由は「イノベーション促進」や「高品質な産業財産権の設定」のため、特許庁が改訂されたものである。関西への審査拠点設置はこれらの一層資するものである。</p> <p>・なお特許庁ホームページでは次のように記されている。</p> <p>「面接は、審査官・審判官と出願人等とが、特許、意匠又は商標出願の審査・審理に関わる意思疎通を図る上で重要な役割を果たしており、これまでも審査・審理の効率性及び的確性の向上等の面から有効に活用されてきました。近年、産業財産権の活用がより重要となる中、国際的に信頼され、世界に通用する高品質な産業財産権は、グローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠です。そして、高品質な産業財産権を設定するためには、審査官・審判官と出願人等とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることも重要であり、これまで以上に面接を拡充していくことが求められています。」</p>
<p>地域への波及効果、なぜその地域か</p>	<p>(最新の技術動向やビジネス動向の現場に接する機会の充実)・特許庁は、審査官の能力向上のため、学会等への派遣、企業の研究所や開発現場への派遣、大学・研究機関や国際機関・海外政府等への派遣、各分野の最前線で活躍する研究者を招いた勉強会の開催、企業との意見交換等の取組を行っているが、これらの派遣先や招聘元は、あくまで内容本位で、特許庁との近接性と無関係に全国大で選択されているところ。</p> <p>(サーチャー人材の確保)・サーチャーの大半は首都圏に集積しており、大阪が占める比率は6%(159人)、関西全体でも7%(178人)に過ぎない。また、東京で優秀な技術者が広底している状況にもない。したがって、サーチャー人材の確保のために審査部門の一部を大阪府に移転するというのは、現行の審査機能の著しい低下を招来するだけであり、本末転倒の誤りを免れない。</p>	<p>・大阪、関西の特徴は、高レベルの理系大学やオンリーワン技術を有する中小企業の集積である。</p> <p>・ライフサイエンス分野をはじめとする最先端の研究成果や中小企業の技術開発現場の動きなどに触れるには、近接性は重要なポイントである。</p> <p>・サーチャーが首都圏に集積しているのは、特許庁が東京にあるからであり、一極集中の結果である。サーチャー人材確保のために移転を提案しているのではなく、拠点設置の際、人材確保に支障は無いとの趣旨である。</p>
<p>(周辺地域への波及効果に対する考え方)・特許庁は出願及び出願後の審査に係る審査官との意思疎通について、全国一律のサービスを提供しており、現在でも審査部門の周辺地域に対し偏重した審査サービスを行っていることはなく、審査拠点の設置だけを以て周辺地域のサービス向上等への波及効果があるとは考えていない。実際、米国や中国等、広大な国土を有し出願件数及び審査官数が激増する国においては主に審査官の人員確保の観点から地方拠点を設置しているが、これらの国々においてはオンライン出願された案件を出願人の居所とは無関係に各地域に振り分けて審査を行っており、出願拠点の分散は周辺地域のサービス向上やイノベーションにはおよそ寄与していない。</p>	<p>(財政負担増)・特許庁の審査部門は特許庁の予算で1989年に完成した独自の庁舎に入居しており、定期的な賃料は発生していない。大阪府の提案する誘致候補地である「グランフロント大阪」、「マイドーム大阪」、「大阪南港ATC」については賃料が明らかではなく、現行の庁舎に入居し続ける場合とのコスト比較が何ら定量的に示されおらず、「賃料も安価でありコスト削減が期待できる」とする根拠が不明である。仮に現在の庁舎から移転する場合、施設費が大幅に増大することが見込まれるのみならず、冒頭に記載した「必要な機材等」をはじめとする移転費用等につき、新たな財政的な負担が生じる。また、既に特許庁周辺に集積する弁理士・サーチャー等の関係機関に対し、大阪への移転を説明する合理的な理由が明らかでない。いづれにせよ、官の肥大化防止・スリム化が求められ、行政庁に対する厳しい予算制約がある中で、大きな財政負担が生じることは、行政改革等の観点から困難。</p>	<p>・諸外国での事例がイノベーションに寄与していないのは、出願人の居所と無関係に各地域に割り振る仕組みとしているからであり、本提案とはそもそも状況が異なる。</p> <p>・審査拠点が大阪に設置され、面接審査の機会を今まで以上に充実させることにより、審査内容への納得感が得られ、特許制度全般に対する信頼が高まる。さらに、知財活用の重要性が中小企業に浸透することにより、中小企業の特許出願件数が増加し、知財戦略への理解・実践が促進される。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>(特許庁のバックアップ体制)</p> <p>・従前より大規模災害やシステム障害に備え、特許庁庁舎の遠隔地(東日本)にバックアップデータの保管を実施。</p> <p>・大規模災害対応の観点からも、特許庁庁舎の受付システムが利用不可となった場合でも出願の受付が可能となるよう、東京以外に災害時のバックアップ体制を確保すべく、平成26年10月、西日本に「受付バックアップセンター」を設置したところ。</p>	<p>・先願主義のため、出願日確保の観点から「受付バックアップセンター」は既に設置されているが、審査拠点のバックアップ体制は確立されていない。</p> <p>・ユーザーの利益保護、知財行政の情報システムの安全性、我が国の知的財産システムに対する信頼性の確保のためにも、東西二か所に審査拠点を置き、大規模災害時の審査バックアップ体制を確立することは重要ではないか。</p> <p>・審査バックアップ体制においては、「国際調査機関」として選定されるべき最小限の要件を満たすために、審査官100名以上の規模が必要であると考えらる。</p>

○府省の見解に対する大阪府の意見((独法)工業所有権情報・研修館)

	府省の見解	府省の見解に対する大阪府の意見
<p>機関の任務上、東京でなければならぬか</p>	<p>(基本的考え方) ・INPITは、日本再興戦略等に基づき特許庁が推進する「世界最速・最高品質の審査システム」の実現、地域中小企業の知財戦略支援等について、情報提供・相談支援・人材育成等の事業執行機関として、特許庁と一体となって各種事業の企画立案・執行管理等を行っている。 ・提案のINPITの知財活用支援センター知財戦略部は、その名のとおり、全国大で各種事業の企画立案・執行管理を一元的に行う統括機能(いわゆるバックオフィス機能)が中心であり、大阪府も含め、各地域における知財活用支援は現在でも委託先の実施機関や専門家派遣等を通じて展開しているところ。 ・また同様に研修部についても、研修事業の企画立案・執行管理を一元的に行う統括機能(いわゆるバックオフィス機能)が中心であり、しかも、全研修の88%を占める特許庁職員向け研修の受講者は100%が首都圏に集中しており、研修部を東京から大阪へ移転させることは、研修部の業務に支障を来すのみならず、現に首都圏に集中している受講者及び講師の利便性を損ねるデメリットを生じさせるものと考える。(※なお、中小企業等を受講対象者とした一般向け研修は、全国各地において発明推進協会や経済産業局特許室等が実施している。)・このように、INPITの知財活用支援センター知財戦略部及び研修部は、いずれも統括機能が中心であり、また、研修ユーザーが首都圏に集中していることから、地方移転することは適切ではない。</p>	<p>・本提案で求めているのは、知財活用支援センター知財戦略部の支援機能であり、バックオフィス機能ではない。また、研修部については、特許庁審査部の一部移転を同時に提案しており、セットに必要な機能と考えている。 ・また、特許庁職員やサーター、講師等の研修ユーザーが首都圏に集中しているため地方移転が適切ではないとのことであるが、そもそも研修ユーザーが首都圏に集中しているのは特許庁が東京にあるからであって、それはまさに「政府関係機関の移転」により解消をしようとする「東京一極集中」の弊害であるともいえる。地方創生の趣旨を踏まえれば、東京への集中はむしろ解消されるべき課題である。</p>
	<p><補足>大阪府が提案する特許庁審査部門の一部移転に対する考え方 ・特許庁は、日本再興戦略等において「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を目指すこととされている一方、近年審査官数を増加させている欧米等と異なり、毎年厳しい人員削減を求められており、限られた人員で効率的かつ質の高い審査を実施することが必要不可欠。 ・そのため、特許庁は限られた行政リソースを集中するとともに、これを核に首都圏に約7300人の弁理士、約2300人のサーターが集積している基盤に支えられて、審査官一人当たりの審査処理件数で米国の3倍、欧州の5倍もの審査効率性を実現している。こうした集積構造から、一部であっても審査部門を地方に移転することは、「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を困難とすることから不適切である。 ・また、複数の技術分野にまたがる新たなイノベーションに対応していくためには、多様な技術分野の審査官が常に緊密に連携することが不可欠であり、審査部門の一部であっても分離することは、我が国全体の審査体制において、①新技術の審査を極めて困難なものとし、②審査効率の低下を生じさせ、③審査判断のばらつきや不安定性を生じさせるものであり、「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を困難なものとすることから不適切である。</p>	<p>・我が国産業の継続的な成長のため、イノベーションの取組みはきわめて重要であり、長期的展望にたつてその促進を図る必要がある。大阪府は、これを踏まえ、本提案を行ったのであるが、特許庁の見解は、審査効率の低下を第一の理由として、提案を不適切と判断されている。 ・限られた人員の中で、諸外国に負けない優れた審査システムを構築されてきたことは、大きな成果であるが、一方で、大規模災害時には、国際社会にも通用する特許審査拠点の二極体制の構築が重要ではないか。 ・審査官の定員については、きびしく制限されているとのことであるが、日本の将来を左右する日本の産業振興の観点から、逆に審査員を増員することも重要な投資ではないか。</p>
	<p>(基本的考え方)・先述のとおり、知財活用支援センター知財戦略部及び研修部は、日本再興戦略等に基づき特許庁が推進する「世界最速・最高品質の審査システム」の実現、地域中小企業の知財戦略支援等について、事業執行機関としての統括機能が中心であることから、特許庁と一体となって各種事業の企画立案・事業管理等を行うことができる業務環境が必要不可欠である。 ・また、官の肥大化防止・スリム化が求められる中、独立行政法人として限られたリソースで、全国大の支援を展開するためには、各地に執行管理部門を分散させるのではなく、東京を中心に一元的に事業の執行管理を行う運営効率の確保も必要不可欠である。</p>	<p>・本府の提案は、事業管理部門を分けるものではなく、知財活用支援センター知財戦略部の支援機能であり、バックオフィス機能ではない。</p>
	<p>(知財活用支援センター知財戦略部)・知財活用支援センター知財戦略部が現在実施している、①中堅・中小企業等に対する海外展開支援(海外知財プロデューサー) ②中小企業等に対する営業秘密・知財戦略相談業務 ③知財情報活用のための各種データベースの提供等環境整備といった各種事業は、限られたリソースで全国大の支援を実施しているところであり、特定の地域だけを支援しているわけではない。 ・例えば、「海外知財プロデューサー」に関しては、既に全国の中堅・中小企業等からの要望・要請に応じて全国の企業に直接出向き、海外展開における知財戦略の策定支援等を行う事業を実施しているところ。 ・年間216回の出張等を実施する専門家と8名の事業管理を行う常勤職員という限られたリソースで全国大の支援を実施しており、地域ごとに分散して支援を実施するよりも、東京を中心に事業を一元管理し、適材適所で支援を行う体制を維持することが適当と考える。 ・拠点が東京である現状においても、首都圏以外の派遣先は関西(40件)よりも九州(44件)が多い等、拠点と派遣先の近接性と派遣実績に相関関係は見せず、移転に伴う関西ユーザーへの利便性の向上は限定的であると考えられる。 ・また、海外知財プロデューサーはINPIT内においてプロデューサー同士の情報交換を日々実施することを通じ支援の質の維持・向上を図っており、東京を拠点に全国大の支援を行う体制を維持する方が適当と考える。(研修部)・研修部が行う研修の受講者及び講師の大半は首都圏・東京であることから、研修部を東京から大阪へ移転させることは、研修部の業務に支障を来すのみならず、現に首都圏周辺に集中している受講者及び講師の利便性を損ねるデメリットを生じさせるものと考えられる。 <参考>・全ての研修のうち、88%(延べ受講者数ベース)を占める特許庁職員向け研修の受講者は100%が首都圏。 ・全ての研修のうち、8%(延べ受講者数ベース)を占める調査業務実施者育成研修の受講者も88%が首都圏。 ・調査業務実施者育成研修の講師及び面接担当者の8割が首都圏。</p>	<p>・大阪府ものづくり支援課が行うセミナー「MOBIO CAFE」において、知財・技術関連テーマの参加人数は述べ3,700名を超え(平成22~26年度)、中小企業における、海外展開を含めた知財戦略への関心の高さが伺える。 ・この関心の高さを背景としても、年間216回の専門家派遣のうち関西は40件程度であるならば、むしろ問題とも言える。本提案である西日本の支援拠点設置は、関西・西日本の企業全体の知財戦略推進の核となり、とりわけ中小企業の知財全般についての理解が促進され、「知財を活用した経営」の浸透、海外展開を視野に入れた知財戦略が実践されるなど、その取組みが推進される。 ・研修部については、特許庁審査部の一部移転を同時に提案しており、セットに必要な機能と考えている。</p>

	<p>・INPITが実施する各事業は、企画立案・執行管理を常勤職員が行い、全国47都道府県での知財総合支援窓口や海外展開支援といったそれぞれの事業活動は、現場の専門家に委託している。・大阪府が「波及効果」として例示している中小企業の知財活用支援や、知財計画の策定支援、海外展開支援等の充実は、事業管理部門が周囲にもたらす波及効果ではなく、INPITが全国に展開している事業自体により直接もたらされる効果のことであると考えられる。・したがって、事業管理部門の大阪移転が解決策となるものではなく、INPITの事業拡大を求めているものと捉えるべきであると考ええる。</p>	<p>・大阪・関西のものづくり企業は、海外との交流や事業展開も進んでおり、中国をはじめとするアジアとの関係が深く、成長するアジアのダイナミズムを活用した経済の活性化が期待されている。これに合わせて、権利化・秘匿化の選択や模倣品問題への適切な対応など企業の海外知財戦略の重要性はますます増している。 ・これに答えるためにはINPITの海外知財プロデューサーなどの専門家による迅速・機敏かつ伴走的な支援の充実が求められ、支援拠点の設置は是非とも必要である。</p>
<p>地域への波及効果、なぜその地域か</p>	<p>・INPITの大部分は特許庁の庁舎内に入居しているが、同庁舎は特許庁の予算で1989年に完成した独自の庁舎であり、定常的な賃料は発生していない。・大阪府の提案する誘致候補地である「グランフロント大阪」、「マイドーム大阪」、「大阪南港ATC」、「クリエイションコア東大阪」については賃料が明らかではなく、現行の庁舎に入居し続ける場合とのコスト比較が何ら定量的に示されておらず、「賃料も安価でありコスト削減が期待できる」とする根拠が不明である。・仮に現在の庁舎から移転する場合、施設費が増大することが見込まれるのみならず、冒頭に記載した「必要な機材等」をはじめとする移転費用等につき、新たな財政負担が生ずる。独立行政法人については、官の肥大化防止・スリム化が求められる中、中期計画に基づいて事業費や人件費等の節約が求められる等、人員や予算に関し厳しい制約が存在するため、移転の検討にあたっては、負担の主体の整理及び移転に係るコスト・ベネフィットの算定につき精査が必要と考える。・いずれにせよ、太宗を占める首都圏・東京の研修受講者・講師を損なう等の大きなデメリットが想定される中、それを上回るだけの移転メリットが見出せず、上述のような大きな財政負担が生ずることは行政改革等の観点から困難と考える。</p>	<p>・新たな庁舎建設等によって移転コストが著しく増大しないよう、必要な延べ床面積を確保できる既存施設を提案したところ。 ・なお、政府関係機関の移転に関する負担軽減策については、国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後検討していくべきものと認識している。</p>